

加西市高齢者・障害者住宅改造等助成事業

令和 8年 4月

加西市

1 概要

本事業は、兵庫県が定める人生いきいき住宅助成事業実施要綱に基づき、高齢者や障害者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、高齢者等に対応した既存住宅の一部を改造しようとする場合に、その経費の一部を助成するものです。

助成決定前の工事着工は認めておりませんので、ご注意ください。

なお、この案内では、既に要介護・要支援認定を受けている方に対する助成について記載しています。身体障害者手帳をお持ちの方は、地域福祉課へご相談ください。ただし、65歳以上の方は介護保険が優先されますので、まず要介護認定申請をし、要介護・要支援の認定を受けたときは、介護保険住宅改修と一体的に行っていただく必要があります。

2 助成対象世帯

生涯に渡り自宅での生活を希望する、要介護又は要支援認定を受けた被保険者がいる世帯が対象です。介護保険制度の住宅改修の給付を初めて受けるときに、同時に利用することが条件となります。

ただし、生計中心者の前年収入が給与収入のみであって、給与収入金額が800万円を超える場合、又は、前年収入が給与収入のみでなく、所得金額（納税証明書等の所得金額をいうが、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得及び山林所得の所得金額を含まないものとする。）が600万円を超える場合は、助成対象外となります。

また、過去に加西市から住宅改造に関する助成金を受けている場合や、当該被保険者が既に介護保険制度の住宅改修費の給付を受けている場合は、助成対象外です。ただし、著しく要介護状態が重くなる等により、例外的に再度助成を受けられることがありますので、ご相談ください。

※ 生計中心者とは、原則として、同一生計である人のうち、最も所得の多い人をいいます。住民票上は世帯分離していても、実質的に同一家屋・住所で生活をしている人は同一生計とみなします。また、別居であっても、所得税又は住民税の申告において助成対象者を配偶者控除又は扶養控除対象としている納税者は、同一生計とみなします。

3 助成の対象となる工事

目安として、毎年度1月末日までに申請し、2月15日までに工事完了届を提出できる工事であって、原則、介護保険の住宅改修費の支給対象に該当する工事を基本として、日常生活において現に支障となっている部分の解消を図る工事が対象となります。

将来に向けての予防的な工事、新築・建替工事、老朽・破損箇所の修繕工事など当該助成制度の趣旨に沿わない工事や、内装工事、屋外配管工事又は電気工事など対象者の日常生活の支障となる部分に直接関わらない間接工事は、助成の対象になりません。

また、対象者の実際の日常生活に即した工事箇所の改造工事のみを助成対象としており、対象者が日常的に使用しない箇所の工事は、全て対象外となります。助成対象工事に該当するかどうかは、住まいの改良相談員が自宅を訪問し、現在の対象者の個々の身体状況、住宅の状況、対象者の利用の可能性、改造工事を行うことによってみられる日常生活への影響等を総合的に判断して決定します。助成対象となり得る工事が、一律に全ての対象者の助成対象工事となるものではありません。

なお、助成の決定前に着工した工事については、対象者の助成対象工事に該当するか否かにかかわらず、当該助成制度の対象になりませんのでご注意ください。

<助成対象工事に係る留意事項>

- ・ 便所、玄関、居室などは、対象者の実際の日常生活に即した住宅改造である必要があることや対象者の利用可能性等の観点から、原則、主に利用している必要最小限の1箇所に限ります。日常生活上の必要性等から2箇所以外の住宅改造を必要とする場合は、その状況等により総合的に判断します。
- ・ 勝手口を日常の玄関口として利用している場合は、勝手口を「玄関」の工事箇所として差し支えありません。
- ・ 一般仕様のユニットバスは、個々の身体状況に応じたものではなく、住宅改造型の趣旨に合致していないものであり、原則認められません。ただし、下記の条件を満たし（当該条件が対象者の身体状況に適さない場合は、その身体状況に応じた形状等とする。）、かつ、対象者の身体状況に合致し、介護支援専門員等が作成するケアプランの内容と整合し、住まいの改良相談員が必要性を認めた場合は、ユニットバスの設置に係る工事のうちバリアフリーに係る部分に限り、助成対象とします。
 - ① 身体状況や改造箇所の現状から、総合的に浴室の改造が必要と判断されること。
 - ② 浴室出入口がグレーチング等により段差解消されていること。
 - ③ 浴室出入口が65 cm以上確保されていること。
 - ④ 浴槽出入りのための手すりが設置されていること。
- ・ 上記の場合、住宅改造型の対象となるのは、段差の解消、扉の取替え、手すりの設置等のバリアフリーに係る部分のみとなることから、ユニットバスに係る工事費から当該

バリアフリーに係る箇所の工事費を適切に算出してください。これが困難な場合にあっては、当該事業の趣旨や要件、兵庫県の考え方などを考慮の上、バリアフリーに係る部分の費用を抽出し、住宅改造型の対象とします。

4 助成金額の計算方法

住宅改造型

助成対象世帯が、住宅改造を行う場合は、住宅改造型の助成を受けることができます。助成対象経費から介護保険の住宅改修費支給限度基準額を控除した額に、助成率を乗じて計算します。

$$\left(\text{助成対象経費} - \text{住宅改修費支給限度基準額} \right) \times \text{助成率} = \text{助成額}$$

助成対象経費は、助成対象となる工事の費用を積算したもので、必ずしも工事費見積額＝助成対象経費になるとは限りません。1世帯につき100万円が上限です。

住宅改修費支給限度基準額は、要介護・要支援認定を受けた者1人につき20万円となります。世帯に要介護・要支援認定を受けた者が複数いる場合には、助成対象経費（上限100万円）から、「20万円×認定者数」を控除した額に、助成率を乗じて金額を算出することになります。

なお、世帯の認定者数は、交付決定日を基準日として判定します。

助成率は、下記のとおりです。なお、助成額の千円未満の端数は切り捨てます。

世帯階層区分	助成率
生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）	3/3
生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9/10
生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9/10
生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2/3
生計中心者が前年分所得税課税で、所得税額が7万円以下の世帯	1/2
生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世帯	1/3

増改築型

増改築工事に要する費用は住宅改造型の助成対象経費には含まれませんが、同居を促進する観点から、要介護・要支援認定者と同居しようとする世帯が、同居するために必要な増改築を伴う住宅改造を行う場合に助成する制度として、増改築型が創設されています。なお、助成の対象は、高齢者等との同居世帯又は同居しようとする世帯に限定されず、独居老人等が行う増改築工事も対象となります。

助成対象世帯が増改築を伴う住宅改造を行う場合は、住宅改造型の助成に加え、増改築型の助成を受けることができます。助成対象経費の額に、助成率を乗じて計算します。

$$\text{助成対象経費} \times 1/3 = \text{助成額}$$

助成対象経費は、助成対象となる増改築工事に要する費用（増改築面積1平方メートルにつき15万円を乗じた額を超えない範囲の経費）で、150万円が上限です。

なお、助成額の千円未満の端数は切り捨てます。

5 助成金の交付方法

加西市では、一律償還払いとしています。施工業者に対して被保険者が住宅改修に要した費用の全額を支払い、後日、申請により、市から被保険者へ助成金を交付します。工事にかかった費用全額を対象者が一旦支払い、後から助成金を交付します。

6 申請の手続き

<申請の流れ>

- ① 被保険者は、担当の介護支援専門員等に相談し、必要な住宅改修について検討します。
- ② 被保険者は、必要な住宅改修を行うにあたり、施工業者の検討や、見積もり依頼を行います。施工業者を選択するにあたっては、複数の住宅改修の施工業者から見積もりを取り、比較した上で選択することをお勧めします。
- ③ 被保険者は、加西市高齢者・障害者住宅改造等助成事業申請書に必要事項を記入し、必要な添付書類を添えて提出します。原則、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請書と同時に提出してください。
- ④ 市の職員及び住まいの改良相談員が対象者の住宅を訪問し、対象者の身体状況及びそれに応じた工事予定箇所の現況等を調査の上、必要と認められる箇所を認定します。対象者本人と施工業者の立ち会いをお願いします。
- ⑤ 事前申請内容及び現地調査を踏まえ、審査を行い、助成の可否を決定します。結果は、加西市高齢者・障害者住宅改造等助成事業実施決定（却下）通知書により申請者に通知します。
- ⑥ 施工業者は、当該通知書の内容を確認の上、工事を実施します。工事完了後、被保険者は、住宅改造に要する費用を施工業者に支払います。
- ⑦ 被保険者は、加西市高齢者・障害者住宅改造等助成事業工事完了届に必要事項を記入し、工事契約書の写し、工事費内訳書及び住宅改修後の改修箇所の写真を添付して提出します。原則、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書と同時に提出してください。
- ⑧ 市の職員及び住まいの改良相談員が対象者の住宅を訪問し、工事が適切に行われたかどうかを確認します。対象者本人の立ち会いをお願いいたします。
- ⑨ 工事が適正に行われていることが確認できた場合は、加西市高齢者・障害者住宅改造等助成金交付決定通知書により、確定した助成金額を通知します。
- ⑩ 被保険者は、加西市高齢者・障害者住宅改造等助成事業助成金請求書を提出し、交付を受けます。

7 申請に必要な書類に係る留意事項

事前申請

※ 原則、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請書と同時に提出してください。一部重複する添付書類もありますが、それぞれの申請書に添付してください。

(1) 加西市高齢者・障害者住宅改造等助成事業申請書

- ・ 当該事業の申請者は、助成金の交付を受けようとする者又はその者の属する世帯の生計中心者のいずれかになります。申請者欄は、申請者が自署してください。心身の状態により自署が困難な場合は、記名・押印としてください。
- ・ 申請者が成年後見人の場合は、その者の住所・氏名を記入の上、その関係を証する書類を提示してください。

(2) 住宅改造（増改築）工事計画書

- ・ 助成対象工事に該当する工事について、改造箇所ごとに具体的な改修内容及び工事費を記載してください。
- ・ 施工業者の電話番号欄には、当該工事に関する問い合わせを行う際に、担当者と連絡の取りやすい番号を記入してください。

(3) 住宅改修が必要な理由書

- ・ 対象者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事の種別とその選定理由を記入するものであり、原則として、居宅介護支援等を行う介護支援専門員等が作成します。
- ・ 担当の介護支援専門員等がない場合は、市の担当者が現地及び対象者の状況を確認の上、理由書を作成します。

(4) 工事費見積書

- ・ 工事を行う箇所、名称（材料費、施工費、諸経費等を適切に区分して記載すること）、内容（仕様）、単価、数量などは最低限区分して記載したものとし、施工業者に作成を依頼してください。
- ・ 工事費見積書には、助成の対象外となる工事を含めて記載しても差し支えありませんが、助成の対象となる工事を抽出できるよう、明確に区分してください。
- ・ 被保険者本人名義のものとしてください。

(5) 住宅改修箇所間取り図

- ・ 日常生活上の動線が分かるように、住宅改修箇所を中心に家屋の間取り等をして

きるだけ詳しく記載し、改修箇所、内容等をわかり易く記載してください。

(6) 住宅改修予定箇所の写真

- ・ 改修箇所ごとに、改修前の写真を撮影してください。写真で改修箇所が特定できるものとするため、付近の建具等を写真に入れるなど、改修箇所部分のみの写真にならないよう撮影してください。
- ・ 写真は、撮影日（年月日）がわかるものとしてください。日付を入れる機能がないカメラを使用する場合は、黒板等に日付を記入したもの等を写真内に入れ、撮影してください。
- ・ 段差の解消、手すりの長さや取付け位置の変更、扉の開口幅の変更等の改修の場合は、必ずメジャーなどをあて、全体の長さが確認できるよう、改修前の段差や変更部分の全体の長さ等を示して撮影してください（0 cmを写してください）。また、手すりの取付け等を行う場合には、その取付け位置が分かるように工夫の上、撮影してください。

(7) 生計中心者の所得税及び住民税の課税状況が分かる書類

- ・ 所得税の課税状況が分かる書類としては、前年分の源泉徴収票、確定申告書の写し又は所得税納税証明書等を、市民税の課税状況が分かる書類としては、当該年度の市民税所得・課税証明書等を提出してください。
- ・ ただし、4月から6月までに申請する場合は、申請年度の前々年分の所得税に関する書類及び前年度の市民税に関する書類を提出してください。
- ・ 生計中心者や課税状況の判別が困難な場合は、必要な追加書類の提出を求められることがあります。

(8) 住宅改造工事承諾書（賃貸住宅等に居住している場合に限る。）

- ・ 賃貸住宅に居住している場合には、住宅改造工事を行うに当たって賃借人の承諾を得、承諾書を提出してください。
- ・ 賃借人欄には、賃借人による署名又は記名押印が必要です。
- ・ 公営住宅に居住している場合は、管轄する公営住宅担当部署に住宅改修の可否について相談の上、許可を得たことのわかる書類を提出してください。

工事完了届

※ 原則、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書と同時に提出してください。一部重複する添付書類もありますが、それぞれの申請書に添付してください。

(1) 加西市高齢者・障害者住宅改造等助成事業工事完了届

- ・ 助成対象工事として実施し完了したものについて、改造箇所ごとの工事費を記載してください。

(2) 工事契約書の写し

- ・ 対象者（申請者）と施工業者との契約関係及び契約金額のわかる書類の写しを提出してください。

(3) 工事費内訳書

- ・ 工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとしてください。

(4) 住宅改修後の改修箇所の写真

- ・ 改修箇所ごとに、改修後の写真を撮影してください。改修箇所を特定できるものとするため、付近の建具等を写真に入れるなど、改修箇所部分のみの写真にならないよう撮影してください。また、写真で改修前後の状態が確認できるよう整理してください。
- ・ 写真は、撮影日（年月日）がわかるものとしてください。日付を入れる機能がないカメラを使用する場合は、黒板等に日付を記入したもの等を写真内に入れ、撮影してください。
- ・ 段差の解消、手すりの長さや取付け位置の変更、扉の開口幅の変更等の改修の場合は、必ずメジャーなどをあて、全体の長さが確認できるよう、改修後の段差や変更部分の全体の長さ等を示して撮影してください（0 cmを写してください）。改修前と比べて変更されたことがわかるよう撮影してください。